



2024年2月16日

各位

会社名 日本シイエムケイ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 大澤 功  
(コード番号 6958 東証プライム市場)  
問合せ先 執行職 経理部長 大久保 信隆  
(TEL : 03-5323-0231)

## 新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関するお知らせ

当社は、2024年2月16日開催の取締役会において、新株式発行及び自己株式の処分並びに当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 【本資金調達背景と目的】

当社グループは、プリント配線板専門でビルドアップ・多層等を主力とし、車載基板生産事業を拡大し、事業基盤の強化を図っております。

当社グループでは、社是『発展と永続』のもと、『新たな社会・価値観に適応した「世界最高レベルの安全安心なプリント配線板」を提供し続けることにより、安全で快適な社会づくりに貢献する』ことを中長期ビジョンに掲げ、社会への貢献、幸福の追求、安全安心な製品の供給をすることで、ステークホルダーからの期待に応えるとともに、社員の幸せ・成長を実現することを目指しています。

今後の世界経済は、ウクライナ情勢の長期化などの地政学リスクや中国経済の先行き懸念など依然として先行き不透明な状況が続くものと予想されます。当社グループ主力の車載市場においては、半導体不足やサプライチェーンの混乱があったものの、中長期的には「コネクティッド化」「自動運転化」「電動化」等「CASE」の構造的な変化を背景とした電装化進展により、需要は拡大すると見込まれます。

当社は、2021年11月に『持続的な成長に向けて、安定的な収益構造の構築と成長サイクルの確立』を目指す姿として中期経営計画を策定いたしました。策定後、当社グループ主力の車載分野においては、半導体不足やサプライチェーンの混乱による自動車メーカーの生産減の影響等があったものの、CASE需要の取込みによる成長サイクルの確立に向けた積極的な受注活動を継続する中で、電動化の進展や自動運转向けのアイテムが立ち上がる等、主要顧客向けの中長期需要が強い状況です。また、サプライチェーンの地政学リスク回避の流れもあり、当社タイ工場に対する顧客ニーズが高まっております。

そのような変化に対して更なる需要の取込みによる成長加速を実現するため、タイに新工場を建設中であり、その完成後の姿として、2023年11月6日には中期経営計画の見直しを実施いたしました。

今回の新株式発行及び自己株式処分により調達した資金は、当社グループ子会社（CMK CORPORATION (THAILAND) CO., LTD.）の工場新設の設備投資資金並びに当社グループの事業拡大に伴う増加運転資金の一部への充当を予定しております。これにより、生産能力の増強と生産性の向上を図ることで、予防安全・運転支援のニーズ拡大による先進運転支援システム(ADAS)の普及、環境規制強化による次世代自動車の普及等を追い風に車載基板市場の拡大が続いている中での受注増加に対応し、当社グループのさらなる成長及び企業価値の増大を目指してまいります。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

## 記

### 1. 公募による新株式発行（一般募集）

- |   |   |
|---|---|
| (1) 募集株式の種類及び数  | 当社普通株式 6,577,000株   |
| (2) 払込金額の決定方法   | 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、2024年2月26日(月)から2024年2月28日(水)までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。   |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金の額  | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。   |
| (4) 募集方法  | 一般募集とし、みずほ証券株式会社（事務主幹事会社兼単独ブックランナー）及び野村證券株式会社を共同主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。また、上記募集株式の一部につき、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売されることがある。 |
| (5) 引受人の対価  | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。  |
| (6) 申込期間  | 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。  |
| (7) 払込期日  | 2024年3月4日(月)から2024年3月6日(水)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。  |
| (8) 申込株数単位  | 100株  |
| (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他公募による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 大澤 功に一任する。 |   |
| (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。                                     |   |

### 2. 公募による自己株式の処分（一般募集）

- |                |   |
|----------------|---|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 3,863,000株   |
| (2) 払込金額の決定方法  | 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は公募による新株式発行における払込金額と同一とする。 |

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定していません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

- (3) 募 集 方 法 一般募集とし、引受人に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における処分価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。また、一般募集における処分価格（募集価格）は、一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。
- (4) 引 受 人 の 対 価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における処分価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (5) 申 込 期 間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の 2 営業日後の日まで。なお、公募による新株式発行における申込期間と同一とする。
- (6) 払 込 期 日 公募による新株式発行における払込期日と同一とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 払込金額、その他公募による自己株式の処分に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 大澤 功に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

### 3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考> 1. をご参照）

- (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 1,560,000 株  
 なお、上記売出株式数は上限を示したものであり、一般募集の需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われぬ場合がある。売出株式数は、当該需要状況等を勘案の上、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 みずほ証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）及び処分価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 一般募集の需要状況等を勘案した上で、みずほ証券株式会社が当社株主から 1,560,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 大澤 功に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (10) 一般募集が中止となる場合は、オーバーアロットメントによる売出しも中止する。

### 4. 第三者割当による新株式発行（後記<ご参考> 1. をご参照）

- (1) 募 集 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 1,560,000 株
- (2) 払 込 金 額 の 決 定 方 法 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一とする。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定していません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割 当 先 みずほ証券株式会社
- (5) 申込期間（申込期日） 2024年3月26日（火）
- (6) 払 込 期 日 2024年3月27日（水）
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 上記(5)記載の申込期間（申込期日）までに申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 大澤 功に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (11) 一般募集が中止となる場合は、第三者割当による新株式発行も中止する。

以 上

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

## <ご参考>

### 1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」及び「2. 公募による自己株式の処分（一般募集）」に記載の一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集の事務主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から 1,560,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、1,560,000 株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返還に必要な株式をみずほ証券株式会社に取得させるために、当社は 2024 年 2 月 16 日（金）開催の取締役会において、前記「4. 第三者割当による新株式発行」に記載のとおり、みずほ証券株式会社に割当先とする当社普通株式 1,560,000 株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を、2024 年 3 月 27 日（水）を払込期日として行うことを決議しております。

また、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から 2024 年 3 月 22 日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、みずほ証券株式会社は、当該オーバーアロットメントによる売出しからの手取金を原資として、本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行株式数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については、発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、みずほ証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがってこの場合には、みずほ証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

### 2. 今回の公募による新株式発行及び第三者割当による新株式発行による発行済株式総数の推移

(1) 現在の発行済株式総数	63,097,316 株	(2024 年 1 月 31 日現在)
(2) 公募による新株式発行による増加株式数	6,577,000 株	
(3) 公募による新株式発行後の発行済株式総数	69,674,316 株	
(4) 第三者割当による新株式発行による増加株式数	1,560,000 株	(注)

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定していません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

(5) 第三者割当による新株式発行後の発行済株式総数 71,234,316株 (注)

(注) 前記「4. 第三者割当による新株式発行」の募集株式数の全株に対しみずほ証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

### 3. 今回の公募による自己株式の処分による自己株式数の推移

(1) 現在の自己株式数 3,866,644株 (2024年1月31日現在)  
 (2) 処分株式数 3,863,000株  
 (3) 処分後の自己株式数 3,644株

### 4. 調達資金の使途

#### (1) 今回の調達資金の使途

今回の一般募集及び本件第三者割当増資に係る手取概算額合計上限8,713,600,000円については、2025年3月期末までに、7,000百万円を当社連結子会社であるCMK CORPORATION (THAILAND) CO., LTD. への投融資資金としてプリント配線板製造に関する工場新設の設備投資資金に、残額を2027年3月期末までの当社グループの事業拡大に伴う増加運転資金の一部に、それぞれ充当する予定であります。

当社グループの主力事業であるプリント配線板事業は、車載向けプリント配線板の売上高が80%超を占めており、主な用途はパワートレイン系、走行安全系、ボディ・快適系、情報通信系と多岐にわたり、自動車のあらゆる要素に当社の基板が使用されています。

そのような中、当社グループ主力の車載基板市場は、予防安全・運転支援のニーズ拡大による先進運転支援システム(ADAS)の普及、環境規制強化による次世代自動車の普及等が追い風となり市場拡大が続いています。これらの自動車の電装化進展の流れは今後も強まるものと予想され、車載基板の需要はますます拡大していく見通しです。

このような状況を踏まえ、今回の新株式発行及び自己株式処分により調達した資金は、当社連結子会社 (CMK CORPORATION (THAILAND) CO., LTD.) の工場新設の設備投資資金並びに当社グループの事業拡大に伴う増加運転資金の一部への充当を予定しております。

これにより、生産能力の増強と生産性の向上を図ることで、先進運転支援システム(ADAS)の普及や次世代自動車の普及等による車載基板市場の拡大・受注増加に対応し、当社グループのさらなる成長および企業価値の増大を目指してまいります。

また、①電動化の進展や自動運転向けのアイテムが具体的に立ち上がるなど、主要顧客の中長期需要が非常に強く、②サプライチェーンの地政学リスク回避の流れもあり現在建設中のタイ工場に対する新規顧客からの引き合いが旺盛な状況下、更なる需要の取込みによる成長加速のため、2023年11月6日に中期経営計画の見直しを実施しております。事業構造改革による生産効率化、車載製品ポートフォリオの高付加価値シフトを実現し、中期経営計画の達成に向けて取り組んでまいります。

なお、上記手取金は、実際の支出までは、当社名義の銀行口座にて適正に管理いたします。

また、当社グループの主な設備投資計画については、2024年2月16日現在(ただし、投資予定金額の既支払額については2023年9月30日現在)、以下のとおりとなっております。

会社名 事業所名	所在地	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定日		完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
CMK CORPORATION (THAILAND) Co., LTD.	PRACHINBURI THAILAND	東南アジア	プリント配線板製造設備	25,000	8,103	自己資金、借入金、増資資金及び自己株式処分資金	2022.10	2024.8	(注)

(注) 完成後の増加能力については、合理的な算出が困難なため記載しておりません。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目録見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

(2) 前回調達資金の用途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の調達資金を上記(1)に記載の用途に充当し、生産体制の強化を図ることで、中期経営計画の達成及び当社グループの中長期的な成長に資するものと考えております。

5. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要政策の一つとして認識しており、経営体質の強化と将来の事業展開のために必要な内部留保を確保しつつ、業績や財務状況等を勘案した上で、連結配当性向 30%程度を目安に安定的な配当を継続して実施することを基本方針としております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記「(1) 利益配分に関する基本方針」に記載のとおりであります。

(3) 内部留保資金の用途

内部留保資金については、経営体質の強化と将来の事業展開に係る投資に充当していく予定であります。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期
1株当たり連結当期純利益 又は連結当期純損失(△)	△31.57円	47.05円	26.83円
1株当たり年間配当金 (内1株当たり中間配当金)	－円 (－円)	14.00円 (－)	8.50円 (－)
実績連結配当性向	－%	29.8%	31.7%
自己資本連結当期純利益率	△3.8%	5.5%	2.9%
連結純資産配当率	－%	1.6%	0.9%

- (注) 1. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値です。2021年3月期については配当を実施していないため、記載していません。
2. 自己資本連結当期純利益率は、親会社株主に帰属する連結当期純利益又は親会社株主に帰属する連結当期純損失を自己資本(連結貸借対照表上の純資産合計から非支配株主持分を控除した額で期首と期末の平均)で除した数値です。
3. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結純資産(期首と期末の平均)で除した数値です。2021年3月期については、配当を実施していないため記載していません。

6. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定していません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

(3)過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

①過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

譲渡制限付株式報酬としての新株式発行

払込期日	増資額	増資後資本金	増資後資本準備金
2022年8月26日	7,869,882円	22,310百万円	13,499百万円
2023年8月25日	10,066,190円	22,315百万円	13,504百万円

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期
始 値	432円	484円	613円	455円
高 値	535円	744円	619円	830円
安 値	361円	385円	415円	431円
終 値	480円	623円	456円	741円
株価収益率	一倍	13.24倍	17.00倍	—

- (注) 1. 株価は株式会社東京証券取引所におけるものであります。  
2. 2024年3月期の株価については、2024年2月15日(木)現在で表示しております。  
3. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。なお、2021年3月期については連結当期純損失を計上しているため、株価収益率は表示しておりません。また、2024年3月期については未確定のため、記載しておりません。

③過去5年間に行われた第三者割当自己株式処分等における割当先の保有方針の変更等  
該当事項はありません。

(4)ロックアップについて

一般募集に関連して、当社株主である一般財団法人電子回路基板技術振興財団は、みずほ証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式の売却等を行わない旨を合意しております。

また、当社はみずほ証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利又は義務を有する有価証券の発行等(ただし、一般募集及び本件第三者割当増資並びに譲渡制限付株式報酬としての新株式発行等を除く。)を行わない旨を合意しております。

なお、みずほ証券株式会社は、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。